

定例教育委員会

議

案

議案第30号

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会
表彰について

坂井市教育委員会表彰規則に基づく教育委員会表彰について、次のとおり承認を求める。

平成28年2月18日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

教育委員会表彰受賞者名簿（平成 28 年 3 月）

功労賞

氏 名	住 所	功 勞
あおやぎ ゆたか 青柳 裕	春江町	教育委員 8年
ひだ ふみよう 樋田 文洋	丸岡町	平章サッカースポーツ少年団監督・団長 38年

功績賞

氏 名	学校学年	成 績
たかはら よしき 高原 宜希	福井高校 3年	第2回冬季ユース五輪（男子スノーボードクロス）第5位
なかじま ほなみ 中島 帆波	武庫川女子大学 1年	2015 トライアスロンアメリカカップ 出場 2015 アジアジュニアトライアスロン選手権 出場 世界トライアスロンシリーズ・グランドファイナル 出場
にしえ あやか 西江 彩花	勝山高校 3年	第70回国民体育大会（バドミントン少年女子団体）優勝 平成27年度全国高等学校総合体育大会（バドミントン女子団体）第3位
丸岡 RUCK レディース		第12回全日本女子フットサル選手権大会 第2位 （同上）北信越大会 優勝
みやもと ななか 宮本 菜々華	丸岡高校 1年	第23回一筆啓上賞 大賞

奨励賞

氏 名	学校学年	成 績
かわばた あすか 川畑 明日香	春江西小学校 6年	第 33 回全国ホープス卓球大会 (女子団体) 優勝
なおえ れん 直江 蓮	大石小学校 6年	第 33 回全国ホープス卓球大会 (女子団体) 優勝
きべ まゆり 木部 真由莉	丸岡中学校 3年	第 36 回北信越中学校総合競技大会 (女子新体操) 個人総合 第 1 位
丸岡中学校 新体操部		第 36 回北信越中学校総合競技大会 (女子新体操) 団体 第 2 位
丸岡 RUCK レディース		第 6 回全日本女子ユース (U-15) フットサル大会 優勝 (同上) 北信越大会 第 1 位
ひだ まひろ 樋田 真優	三国中学校 2年	第 65 回「社会を明るくする運動」作文コンテスト 日本 BBS 連盟会長賞
三国中学校 吹奏楽部		第 63 回全日本吹奏楽コンクール 銅賞 第 58 回中部日本吹奏楽コンクール 金賞 第 56 回北陸吹奏楽コンクール 金賞

○坂井市教育委員会表彰規則

平成18年3月20日

教育委員会規則第11号

改正 平成24年8月27日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育、社会教育、社会体育及び学術文化の振興発展に貢献したものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人及び団体の表彰)

第2条 坂井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の教職員、教育機関の関係者、その他の個人及び団体で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績の著しい者
- (2) 教育施設の充実整備に貢献し、その功績の著しい者
- (3) 社会教育又は社会体育の振興に貢献し、その功績の著しい者
- (4) 学術又は文化の向上発展に貢献し、その功績の著しい者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者

(生徒及び児童の表彰)

第3条 教育委員会は、学校の生徒及び児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰することができる。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案した者
- (2) 生徒若しくは児童の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあった者

(表彰の種類)

第4条 この規則による表彰の種類は、功労賞、功績賞及び奨励賞とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状を授与して行う。ただし、金品の加授又はその他特別の待遇を与えることができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、教育委員会においてその都度決定する。

(表彰の内申)

第7条 学校長及び教育関係機関その他の団体の長は、第2条又は第3条に該当すると認められるものがあるときは、別記様式により内申書を提出する。

(表彰選考会の設置)

第8条 教育委員会に表彰選考会（以下「選考会」という。）を置く。

2 選考会は、表彰の候補者を選考し、教育委員会に報告する。

(被表彰者の決定)

第9条 被表彰者は、選考会において選考した者のうちから教育委員会が決定する。ただし、緊急を要する場合は、選考会の選考を経ずに被表彰者を決定することができる。

(選考会の構成)

第10条 選考会の委員は、その都度教育長が委嘱する。

2 選考会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(選考会の運営)

第11条 会長は、会務を総理する。

2 会長は、選考会を代表し、教育委員会に推薦及び経過を報告する。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則 (平成24年8月27日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第31号

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について

坂井市就学援助費支給要綱の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成28年2月18日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱

平成28年 月 日
教育委員会告示第 号

坂井市就学援助費支給要綱（平成18年坂井市教育委員会告示第62号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「とともに」を「ものとする。」に、「、」を「また、」に改め、「計画」及び「(以下「支給計画書」という。)」を削る。

第7条を削る。

第8条第1項中「認定者から委任を受けた学校長の請求に基づき、当該校長に対して交付することにより行うものとする。」を「第5条の規定により認定を受けた者（以下「認定者」という。）が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。ただし、認定者は、第3条第1項第1号から第8号までの援助費の請求、受領及び返納に関する権限を当該認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。」に改め、同条第2項中「校長」を「学校長」に、「様式第6号」を「様式第5号」に改める。

同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 認定者は、学校徴収金等を滞納した場合において、第1項のただし書きに規定する援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて、あらかじめ承諾するものとする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「受給者」を「認定者」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第6条関係）

様式第5号 削除

様式第6号を様式第5号とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の坂井市就学援助費支給要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

坂井市就学援助費支給要綱(平成18年坂井市教育委員会告示第62号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(通知)</p> <p>第6条 前条の認定を行った場合には、教育委員会は学校長に速やかに通知するものとする。また、毎学期ごとの個人支給額を決定し、就学援助費支給<u>通知書(様式第3号)</u>により、学校長に通知する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(通知)</p> <p>第6条 前条の認定を行った場合には、教育委員会は学校長に速やかに通知するとともに、<u>毎学期ごとの個人支給額を決定し、就学援助費支給計画通知書(様式第3号)</u>(以下「<u>支給計画書</u>」)により、学校長に通知する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(<u>執行等の学校長への委任</u>)</p> <p>第7条 第5条の規定により認定を受けたもの(以下「<u>認定者</u>」)という。)の保護者は、<u>就学援助費に関する請求、受領及び執行について学校長に委任し、教育委員会に委任状(様式第5号)を提出するものとする。</u></p> <p>2 委任を受けた学校長は、<u>就学援助費の請求、受領及び執行について、善良なる管理者の注意をもって事務を処理し、執行の内容について教育委員会に報告しなければならない。</u></p>
<p>(支給等)</p> <p>第7条 就学援助費の支給は、第5条の規定により認定を受けた者(以下「<u>認定者</u>」)という。)が指定する金融機関の預金口座に振り込むこととする。ただし、認定者は、<u>第3条第1項第1号から第8号までの援助費の請求、受領及び返納に関する権限を当該認定者の児童又は生徒が在学する学校の学校長に委任することができる。</u></p> <p><u>この場合の援助費の支給は、学校長が管理する口座に振り込むこととする。</u></p>	<p>(支給等)</p> <p>第8条 就学援助費の支給は、<u>認定者から委任を受けた学校長の請求に基づき、当該校長に対して交付することにより行うものとする。</u></p>
<p>2 前項のただし書きに規定する場合において、<u>当該学校長は給与事務の完了後教育委員会へ就学援助費個人支給明細書(「様式第5号」)</u>を提出</p>	<p>2 当該校長は給与事務の完了後教育委員会へ就学援助費個人支給明細書(様式第6号)を</p>

しななければならない。

3 認定者は、学校徴収金等を滞納した場合において、第1項のただし書きに規定する援助費の請求、受領及び返納に関する一切の権限を学校長に委任することについて、あらかじめ承諾するものとする。

4 (略)

(就学援助費の額)

第8条 (略)

(変更届)

第9条 認定者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(認定等の取り消し)

第10条 (略)

(その他)

第11条 (略)

様式第1号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第5号 削除

様式第5号(第8条関係)

(略)

提出しなければならない。

3 (略)

(就学援助費の額)

第9条 (略)

(変更届)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに教育委員会又は学校長に届け出なければならない。

(1)～(3) (略)

(認定等の取り消し)

第11条 (略)

(その他)

第12条 (略)

様式第1号(第4条関係)

(略)

様式第3号(第6条関係)

(略)

様式第5号(第7条関係)

(略)

様式第6号(第8条関係)

(略)

議案第 32 号

就学指定校の変更許可について

就学指定校の変更許可について、次のとおり変更許可の承認を求める。

平成 28 年 2 月 18 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫